

航 空 自 衛 隊 仕 様 書				
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書		
	性質による分類	個 別 仕 様 書		
物品番号			仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	航空自衛隊ホームページ用AR動画制作	広報LP S－X00038		
		承 認	令和7年 1月20日	
		作 成	令和7年 1月20日	
		改 正	令和 年 月 日	
		作成部隊 等 名	航空幕僚監部総務部 広報室	
1 総則				
1.1 適用範囲				
この仕様書は、航空自衛隊ホームページ（以下，“空自HP”という。）において使用するAR動画の制作について規定する。				
1.2 用語及び定義				
この仕様書で用いる主な用語及び定義は、次による。				
1.2.1				
AR動画				
スマートフォンやタブレットのカメラをもとに、二次元バーコードをスキャンし、AR（拡張現実）技術を使って視聴する動画				
1.2.2				
操作端末				
スマートフォン及びタブレットで、AR動画を視聴する際に使用する端末				
1.3 引用文書等				
この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。				
なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、この仕様書に定める内容が優先する。				
法令等				
著作権法（昭和45年法律第48号）				
2 役務に関する要求				
2.1 制作の目的				
現在、空自HPでブルーインパルス（T－4）のAR動画を掲載しており、他の機種についても制作及び掲載することにより、航空自衛隊の広報活動に資することを目的とする。				
2.2 要求事項				

- a) 空自HP用のAR動画は、個人の保有するAndroid及びiOSのスマートフォン及びタブレット端末で利用できるコンテンツとすること。
- b) 空自HPに二次元バーコードを掲載し、操作端末をかざすことで専用アプリを使用せずに端末側のカメラが起動し、AR動画が視聴できること。
- c) AR動画は、3DCGのアニメーションとすること。
- d) 各機体の3DCGデータは20万～25万ポリゴンとすること。

2.3 細部事項

制作するAR動画は、次のとおりとし、制作に使用する素材は、空自HP内の画像及び必要に応じて官側が無償で提供する画像素材とする。

2.3.1 F-35A戦闘機

機体を目の前に出現させ、旋回するようなアニメーションとする。

2.3.2 C-2輸送機

機体を目の前に出現させ、旋回しながら荷物（複数）を機体後部からパラシュートを付けて落下させるアニメーションとする。

2.3.3 CH-47J輸送ヘリコプター

機体を目の前に出現させ、旋回しながら水が入った容器を吊り下げて水を落下させるアニメーションとする。

2.4 実施計画書

契約の相手方は、契約締結後速やかに次の事項について実施計画書を作成し、航空幕僚監部総務部広報室（以下、“官側”という。）と調整の上、その承認を受けるものとする。

- a) 制作工程
- b) 制作体制（制作スタッフ）
- c) その他細部要領

2.5 履行期間

契約締結日～令和7年3月31日

2.6 制作条件

- a) 契約の相手方は、AR動画の制作に必要な技術及び制作設備を有すること又は利用できること。
- b) 契約の相手方は、AR動画の制作実績を1件以上有すること。
- c) コンテンツの不具合にあたり、柔軟に対応できること。

3 情報の保全

- a) 契約の相手方は、本件で知り得たいかなる知識及び情報についても第三者に漏らしてはならない。
- b) 資料の取り扱いに十分注意し、データの漏洩防止及び紛失防止に細心の注意を払うものとし、情報の保全に徹すること。
- c) 契約の相手方は納入後、官側と時期を調整した後に映像のデータを消去するものとし、消去完了後、官側に書面（様式任意）により提出するものとする。

4 納入前における仕様確認

契約の相手方は、納入前の確認用として契約の相手方で用意するテスト環境に、3DCGデータとプログラムファイル一式をテスト公開した上で、官側の確認を受けるとともに、操作端末を用いて二次元バーコード経由でカメラの起動及びAR動画が正常に作動するか確認をする。

5 納入

5.1 納入物

契約の相手方は、本コンテンツ使用に係る3DCGファイル（GLB形式及びUSDZ形式を基準とする。）及びWebAR表示ファイル（HTML形式）を納入する。

5.2 媒体

外付けハードディスクドライブ（USB3.0対応）

5.3 納入場所

航空自衛隊航空幕僚監部総務部広報室（東京都新宿区市谷本村町5-1）

6 検査

検査は、関係標準契約条項及び契約担当官の定めるところによる。

7 その他指示事項

7.1 著作権

- a) この契約において、契約の相手方が取得した著作権（著作権法第21条から28条に規定する権利を含む。）は、全て官側に帰属するものとする。
- b) 提出された全てのデータは、将来開発し得るあらゆるメディアにおいて航空自衛隊が永久的に、独占的かつ無制限に使用する権限を有するものとする。
- c) この契約において制作した3DCGに関するあらゆる航空自衛隊の二次使用を認めるものとする。
- d) 契約の相手方は、この契約において第三者の著作権を侵害しないことを確認するものとする。
- e) この契約において制作したAR動画が第三者の権利を侵害しているとして、官側に対して第三者が何らかの請求及び主張を行った場合は、契約の相手方が自己の費用にて当該第三者と交渉及び訴訟を行い、弁護士費用その他の費用を含む損害賠償責任を全て契約の相手方が負担する。

7.2 仕様書の疑義

この仕様書に規定されていない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに契約担当官と書面により協議するものとする。